

① 保証について

お買い上げいただいたお車が保証期間内であり、かつ、正常なご使用状態であるにもかかわらず、材料上または製造上の不具合が発生した場合、「保証書」に記載されているお客さまに対して、無料で修理することをお約束します。

その範囲や条件は「保証書」に記載されておりますので、必ずお読みください。

法で定められた日常点検、定期点検整備および日産が指定する点検整備を実施しなかったことに起因する不具合は保証修理いたしません。

保証書

1. 保証の内容

弊社は表記のお客さまに対して、対象車両の製造会社、日産モータースポーツ&カスタマイズ株式会社または対象車両の製造会社が指定する販売会社もしくはサービス工場が表記自動車に組み付けた部品（タイヤ、チューブ等を除きます。）に、材料上または製造上の不具合が発生した場合に、本保証書に示す保証期間と条件にしたがって無料で部品の交換または補修を行うこと（以下「保証修理」といいます。）をお約束いたします。なお、修理のために取り外した部品は弊社の所有になります。

<補足説明>

タイヤ、チューブ自体の不具合およびそれに起因する自動車本体の不具合は保証修理の対象外となりますが、自動車への組み付け上の不具合は保証修理の対象となりますので、詳しくは日産販売会社または日産指定サービス工場にお尋ねください。

また、保証の対象となるのは対象車両の製造会社、日産モータースポーツ&カスタマイズ株式会社または対象車両の製造会社が指定する販売会社もしくはサービス工場が取り付けした部品（架装、補修、改造等がされた部品を含みます。）であり、それら以外の者によって取り付けられた部品（架装、補修、改造等がされた部品を含みます。）は保証の対象となりません。

なお、メーカー保証や各種オプション部品への保証などその他の保証が有効な場合はそれらが本保証に優先して適用されます。また、保証修理は保証修理を行う日産販売会社または日産指定サービス工場が相当と判断した方法で行います。保証修理の内容によってはお時間をいただく場合がございますのであらかじめご了承ください。

2. 保証修理の受け方

保証修理をお受けになる場合は、日産販売会社または日産指定サービス工場に自動車をお持ちいただき、本保証書およびメンテナンスノートをご提示のうえ保証修理をお申し付けください。本保証書およびメンテナンスノートを提示されない場合は保証修理ができない場合があります。

<補足説明>

保証修理はお買い上げになった日産販売会社だけでなく、全国の日産販売会社または日産指定サービス工場でお受けしますので、転居された場合などでも最寄りの日産販売会社または日産指定サービス工場にお気軽にご相談ください。

3. お客さまにお守りいただく事項

お客さまのお車が、メンテナンスノートに記載されている点検整備がされており、取扱説明書にしたがった正しい取扱いがなされた自動車である場合に保証いたします。したがって、次の事項を必ずお守りいただくようお願いいたします。守られていない場合は保証修理をお断りすることがあります。

- ①法で定められた日常点検、定期点検整備、中古車1か月または1,000km点検および日産が指定する点検整備の実施
- ②取扱説明書にしたがった正しい取扱い
- ③定期交換部品の指定どおりの交換
- ④定期点検整備の実施が証明できるメンテナンスノート（およびその他の定期点検整備記録簿）の常時携帯

保証書

4. 保証期間

	保証対象部品	保証期間
一般保証部品	下記を除く全部品 ・特別保証部品 ・消耗部品・油脂類 ・ボディ内・外装部品 ・タイヤ、チューブ、ホイール、ホイールキャップ ・対象車両の製造会社、日産モータースポーツ & カスタマイズ株式会社または対象車両の製造会社が指定する販売会社もしくはサービス工場以外の者が表記自動車に取り付けた部品（架装、補修、改造等がされた部品を含みます。）	保証書記載の保証満了日まで
特別保証部品	下記の部品のうち、弊社が指定した部品 ・電気自動車特有部品 ・動力伝達機構 ・サスペンション、アクスル ・ステアリング機構 ・ブレーキ機構 ・電子制御部品 ・乗員保護装置	
バッテリー保証	12Vバッテリー※輸入車除く	納車日から1年間 ワイド保証ライトは納車日から3か月間

保証修理時に交換部品として新たに自動車に装着された部品も保証対象となりますが、その保証期間は前表の区分にしたがい、当初の保証期間満了までとします。

<補足説明>

走る・曲がる・止まる・乗員保護といった重要な機能を果たす部品については、定期的な点検や保守・整備が必要なものがあります。この特別保証も必要な点検や保守・整備が適切に行われることを前提としておりますので、メンテナンスノートにしたがって確実なメンテナンスをお願いいたします。

保証書

5. 保証しない事項

(1) 次に示す不具合は、保証修理いたしません。

- ① 法で定められた日常点検、定期点検整備および日産自動車指定する中古車1か月または1,000km無料点検を含む点検整備を実施しなかったことに起因する不具合

<補足説明>

自動車を常に良好な状態で維持するためにお客さまの責任において、必要な点検整備を行うことが法律で義務づけられています。たとえばエンジンオイルはエンジンの潤滑、冷却、錆の防止などの性能を維持するために大切な役割を果たしていますが、少しずつ汚れたり、劣化していきますので、そのままお車を使用し続けた場合エンジンの焼き付きの原因になる場合があります。このように適切な点検・整備が実施されていないことに起因する不具合については保証修理の対象といたしません。必要な点検整備項目については、メンテナンスノートに記載してありますので、必ず実施のうえ、その結果をメンテナンスノートに記録してください。メンテナンスノートは大切に保管いただき、保証修理をお申し出の際は必ず本保証書とともにご提示ください。

- ② 通常の注意で発見・処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合

<補足説明>

たとえば日常点検時に、冷却水やオイル漏れなどを発見したり走行時に異常な現象（音、振動等）を感知したにもかかわらず、速やかに日産販売会社へ入庫せず、そのまま使用し続けたために拡大した不具合などがこれに当たります。

- ③ 保守もしくは整備の不備または間違いに起因する不具合

- ④ 純正部品および指定する油脂類（オイル、ブレーキフルード等）以外の使用に起因する不具合

<補足説明>

この保証は、純正部品や指定する油脂類などを適切に使用されていることを前提として自動車の品質を保証するものです。したがって、純正部品以外のものを使用したり、純正であってもこの自動車用でないものを使用した場合またはメンテナンスノートや取扱説明書で指定する油脂類以外のものを使用した場合は、本来の性能を発揮できなかったり耐久性をそこなったりすることがあります。

- ⑤ 取扱説明書に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用、仕様の限度を超える酷使（レース、ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載、乗員定員超過、走行速度超過等）に起因する不具合

<補足説明>

取扱説明書に記載してある使用方法と異なる不適切な使用、仕様の限度を超える酷使に起因する不具合とは、以下のような例をいいます。

〔例〕

- ◆ 一般に自動車が走行しない場所（オフロード等）での走行、レース、ラリー等での使用に起因する不具合
- ◆ 最大積載量を超える荷物を積載したためにシャシースプリングに生じたへたり

保証書

⑥対象車両の製造会社、日産モータースポーツ&カスタマイズ株式会社または対象車両の製造会社が指定する販売会社もしくはサービス工場以外の者が取り付けた部品（塗装、補修、改造等がされた部品を含みます。）に起因する不具合

<補足説明>

法に違反する改造はもちろんのこと、対象車両の製造会社、日産モータースポーツ&カスタマイズ株式会社または対象車両の製造会社が指定する販売会社もしくはサービス工場以外の者が取り付けた部品（塗装、補修、改造等がされた部品を含みます。）につきましては保証修理をいたしませんので、当該塗装等を行ったところへご相談ください。

⑦道路運送車両法の保安基準に適合しない自動車に生じた不具合

<補足説明>

たとえば、法令に違反する改造を行った自動車や保証期間内に到来する継続車検を受検しない（いわゆる「車検切れ」）自動車に発生した不具合などがこれに当たります。

(2)次に示す現象など、不具合と認められないものは保証修理いたしません。

①使用損耗または経年変化により発生する現象（塗装面、メッキ面、内外装部品、ゴム樹脂部品等の自然退色・劣化・磨耗等、室内やライト類等への雨漏れや水浸入、腐食・錆等）

<補足説明>

自動車を構成する部品の中には、走行や作動を繰り返すことにより徐々に消耗するもの（例：クラッチディスク）があります。また、ブレーキパッドのように、その部品自体が消耗しながら機能を果たす部品、使っただけ確実に消耗する部品、オイルや冷却水のように潤滑や冷却などの目的で各部に使用されている油類類は自動車の使用により確実に消耗・劣化していきます。

また、ポテリ外板の塗装面や車室内のパネル面などは錆が発生したり、つやが徐々に無くなったり色あせていきます（内外装ゴム部品の劣化なども含まれます）。これらのような通常の走行や作動による消耗や時間の経過とともに状態が変化する現象は保証修理いたしません。

②一般に、自動車の品質・機能に影響がないことが認められている感覚的な現象（操作フィーリング、異音、振動、滴下をとみなわないオイルのにじみ等）

③予防整備や、ドアミラー等の片側故障時における左右交換等の整備

<補足説明>

音や振動は車の異常から発生する場合がありますが、正常な作動で生じる品質・機能上問題のないものもあります。たとえばブレーキを踏んだ時に発生する音でも、摩擦面の状態により発生する機能上問題のない音（これを一般にブレーキ鳴きといいます。）があります。また、オイルシールやパッキン周辺からのオイルのにじみも、それ以上進行しない正常な範囲（例：駐車場でオイルの滴下がない）のにじみがあります。このような品質・機能上問題がない感覚的な現象は保証修理いたしません。品質・機能上問題がないかどうかについては、お気軽に日産販売会社または日産指定サービス工場にご相談ください。

保証書

(3) 次に示す不具合は外的要因によるものであり、材料上または製造上の不具合ではありませんので保証修理いたしません。

①煤煙、薬品、鳥糞、オイル、酸性雨、石はね、鉄粉、降灰、ほこり、ちりおよび塩分等の外部要因に起因する不具合

<補足説明>

たとえば、走行中の石はねなどによるガラスのヒビ、ボデーの傷つき、鳥の糞や酸性雨が付着したまましばらく放置していたために発生した塗装の変色などが外部要因に起因する不具合に当たります。

②地震、噴火、津波、地盤変動、地盤沈下、風害、氷害、その他天災に起因する不具合

③使用上の破損、事故、火災、落雷、破裂、衝突、爆発または外部からの物体の落下、飛来もしくは転倒等の偶然かつ外来に起因する不具合

④核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に起因する不具合

⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する不具合

(4) 次に示すものの費用は負担いたしません。

①消耗部品および油脂類などの交換・補充費用

<補足説明>

消耗部品および油脂類などは通常の使用において消耗・劣化していきます。これら消耗・劣化に伴う交換や補充の費用についてはお客さまにご負担いただきます。

②法ならびに日産自動車指定する点検整備および定期交換部品の費用（中古車1か月または1,000km無料点検の点検項目を除きます。）

<補足説明>

自動車は使用過程における消耗・劣化の避けられない製品です。したがって、使用状況に応じた適切な点検整備および法で定める日常点検、定期点検整備等を確実にする必要があります。また、いつまでも安全で快適にお乗りいただくために、定期的に交換することを定めた部品があります。これら定期点検整備や定期交換部品の費用についてはお客さまにご負担いただきます。

③自動車が使用できなかったことによる不便さおよび損失など（電話代、交通費、タクシー代、レンタカー代、けん引代、宿泊代、休業補償、商機逸失の補償、納車・引取費用等）

<補足説明>

保証修理に相当する不具合が生じ、その不具合により自動車を使えない期間の不便さを補うために生じたレンタカーの費用や商機逸失などの費用は補償いたしません。

保証書

④日産販売会社または日産指定サービス工場以外での修理費用

<補足説明>

保証期間内で保証修理に相当と思われる不具合修理についても日産販売会社および日産指定サービス工場以外で修理された場合には、その費用を負担いたしません。

⑤自動車のメーカー保証または整備保証の対象となる修理費用

⑥自動車製造会社がリコール、改善対策またはサービスキャンペーンを行った後の、当該措置の原因となった部位にかかる自動車の修理費用

⑦保証対象外部品についての修理費用

⑧保証対象部品の不具合によって付随的に発生した以下の部品に関する費用

- ・本保証加入後に取り付けられた部品
- ・対象車両の製造会社、日産モータースポーツ&カスタマイズ株式会社または対象車両の製造会社が指定する販売会社もしくはサービス工場以外の者が取り付けした部品（架装、補修、改造等がされた部品を含みます。）
- ・交換時期が到来している定期交換部品、消耗部品、油脂類等
- ・既存する錆、腐食、過去の整備不良、外因等の原因により再使用不可な部品等

⑨雨漏り、水浸入に起因する修理費用

<補足説明>

雨漏りや水浸入を原因とする不具合（例：ライト類等への水浸入）は、保証修理されません。

⑩保証期間の開始以前に故障原因が発生した場合の修理費用

⑪ホイールのバランス、アライメント等の調整費用および点検・清掃費用

⑫自動車の部品に含まれるコンピューター、ソフトウェア、マイクロプロセッサ等の集積回路またはこれらの類する部品が日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈または受入できない場合の修理費用

⑬ナビ、オーディオ、ETC等のコンピューター等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準じるもの

保証書

(5) リチウムイオンバッテリーに関して次に示すものは保証修理いたしません。

①以下のような取り扱いに起因する不具合

- ・外気温が49℃以上の場所に24時間以上車両を放置したことに起因する不具合
- ・外気温が-25℃未満の場所に7日間以上車両を放置したことに起因する不具合
- ・リチウムイオンバッテリー残量計の目盛がゼロかほぼゼロの状態で14日間以上車両を放置したことに起因する不具合
- ・リチウムイオンバッテリーにダメージを与えたこと、また故意にリチウムイオンバッテリーの寿命を短くするような行為を行ったことに起因する不具合
- ・リチウムイオンバッテリーを熱源にさらしたことに起因する不具合
- ・98-100%の高い充電状態で繰り返し追加充電したことに起因する不具合
- ・リチウムイオンバッテリーを水没させたことに起因する不具合
- ・日産販売会社または日産指定サービス工場以外でリチウムイオンバッテリーを修理・改造したことに起因する不具合
- ・不適切な充電機器の使用および不適切な充電方法に起因する不具合
- ・通常の注意で発見・処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合

②リチウムイオンバッテリーの容量低下

<補足説明>

リチウムイオンバッテリーの蓄電能力は、時間の経過や使用状況に伴い低下します。蓄電能力の低下（容量低下）は、リチウムイオンバッテリー本来の特性であり不具合ではありませんので、保証修理いたしません。

6. 保証の発効

本保証書は自動車をお買い上げいただいた日産販売会社が、お客さまのお名前、ご住所、自動車の車台番号、登録番号、納車日、販売会社名等の必要事項を記入および捺印することにより発効いたします。

<補足説明>

必要事項の記入のない場合や偽りの記入がある場合、本保証書は無効となります。

7. 保証の失効

この保証は次の条件を満たすときに効力を失うものとします。

①「4. 保証期間」に示す保証期間が満了したとき

②自動車の譲渡等により、本保証書に記載されているお客さまが本保証書に記載されている自動車の使用者でなくなったとき。ただし、次のお客さまとの関係における譲渡等の場合は、1回限りにつき効力を失いません。

- ・配偶者 ・親、子 ・同居の親族（6親等以内の血族、および、3親等以内の姻族）

③本保証に記載されている自動車が日本国外へ持ち出されたとき

保証書

- ④「4.保証期間」に示す保証期間中に以下の車両に変更されたとき
- ・車検証上の「自家用・事業用の別」欄が「事業用」である車両
 - ・レンタカー
 - ・道路運送車両法などの法令に違反する改造が行われた車両
 - ・特殊車両
 - ・特種用途自動車（「キャンピング車」、「身体障がい者輸送車」および「車いす移動車」を除きます。）

8. 保証書の再発行

保証書に記載されているお客さまが保証書を紛失または破損した場合には、保証期間内であれば保証書の発行を受けたお客さまであることを確認したうえで、保証書を再発行いたします。お買い上げいただいた日産販売会社へご相談ください。ただし、保証書の再発行を申し出たお客さまが保証書の発行を受けたお客さまであることを確認できない場合またははじめから保証書が発行されていなかった場合や、保証書およびメンテナンスノートの残っていない自動車を取得された場合には、保証書の再発行は断りいたします。

<個人情報の取扱いについて>

弊社ではお客さまの個人情報を重要なものと認識し、その取扱いにつきましては細心の注意を払っています。保証書にご記入頂きました個人情報につきましては、ご本人の承諾なしに弊社および本保証に関係する会社（弊社関連会社、日産自動車、日産販売会社、日産フィナンシャルサービス、損害保険ジャパン、マーシュジャパンのうち、お客様への保証のために開示が必要な会社）以外のいかなる第三者にも提供または開示致しません。

保証書

9. ワイド保証プレミアム特約（有償）

ワイド保証プレミアム（有償）（以下「本特約」といいます。）の保証期間（以下「ワイド保証プレミアム期間」といいます。）中につきましては本特約が適用されます。

(1) ワイド保証プレミアム（有償）

本特約にご加入いただいた方は、ワイド保証期間終了後もワイド保証プレミアム期間中は本特約にしたがって保証修理を受けることができます。

(2) 保証限度額

ワイド保証プレミアム期間中の保証修理は、ワイド保証プレミアム期間中の保証修理費相当額の累積額が、保証書に記載された車両本体価格（税抜）の80%に達するまでといたします。ワイド保証プレミアム期間中の累積保証修理費相当額が車両本体価格（税抜）の80%を超えた場合は、当該超過分はお客さまのご負担となり、本特約はその時点で失効いたします。

(3) 保証の解約

1) ご加入いただいた本特約は任意解約することはできません。ただし、ワイド保証プレミアム期間の開始日より前に以下の事由が発生し、かつ、本特約の対象となる車両（以下「本自動車」といいます。）をご購入いただいた日産販売会社にお客さまにより解約の申し入れがあった場合は解約することができます。

- ①本自動車が全損（盗難を含みます。）または廃車となった場合
- ②本自動車が他に販売または譲渡された場合
- ③ワイド保証が「7. 保証の失効」により失効した場合

2) 前記にしたがって解約となった場合、お客さまより頂戴した保証料から解約手数料として3,000円＋消費税（加入時に適用された税率によります。）を控除した金額を解約返戻金としてお支払いいたします。

(4) 保証書記載事項の適用

上記特約条項に記載のない事項につきましては保証書記載の保証条件を適用いたします。

主な保証対象部品一覧

電気自動車特有部品	
特別保証部品	一般保証部品
リチウムイオンバッテリー 駆動モーター 減速機 インバーター DC/DCコンバーター 車載充電器 充電ポート 充電ケーブル VCM（ビークルコントロールモジュール） PDM（パワーデリバリーモジュール） 等	高電圧ハーネス 等

動力伝達機構	
特別保証部品	一般保証部品
ドライブシャフト 等	

サスペンション・アクスル	
特別保証部品	一般保証部品
サスペンションアーム バナーロッド トランスバースリンク テンションロッド ストラット スタビライザー スプリング ショックアブソーバー サスペンションメンバー ホイールハブ 等	

ステアリング機構	
特別保証部品	一般保証部品
ステアリングホイール ステアリングコラム ステアリングギヤ ASSY ステアリングリンケージ パワーステアリングポンプ 等	ホーンボタン ステアリングスイッチ 等

ブレーキ機構	
特別保証部品	一般保証部品
ブレーキブースター ブレーキマスターシリンダー ディスクブレーキキャリパー ディスクローター ブレーキドラム パーキングブレーキ ABS 等	パーキングブレーキスイッチ 等

電子制御部品	
特別保証部品	一般保証部品
次の電子制御装置に含まれるコントロールユニット 電子制御パワーステアリング 等	ラジオ、ステレオ、AVシステム、エアコン、時計、センサー類、リレー類その他これに類するもののコントロールユニット ワイパーアンプ パワーウィンドウアンプ 等

乗員保護装置	
特別保証部品	一般保証部品
シートベルト エアバッグ 等	シートベルトタイマー 等

(新車保証の保証部品に準じます)

主な保証対象外部品一覧

消耗部品	油脂類							
<table border="1"> <tr> <th>シャシー関係</th> </tr> <tr> <td>ブレーキパッド ブレーキライニング</td> </tr> <tr> <th>ボディー関係</th> </tr> <tr> <td>ロングライフ撥水ガラス</td> </tr> <tr> <th>電装関係</th> </tr> <tr> <td>ヒューズ 各種電球 (ハロゲンランプ、シールドビーム、キセノン ヘッドランプを除く) ワイパーブレード</td> </tr> <tr> <td>その他上記部品に類するもの</td> </tr> </table>	シャシー関係	ブレーキパッド ブレーキライニング	ボディー関係	ロングライフ撥水ガラス	電装関係	ヒューズ 各種電球 (ハロゲンランプ、シールドビーム、キセノン ヘッドランプを除く) ワイパーブレード	その他上記部品に類するもの	減速機オイル ブレーキフルード 各種グリース、および潤滑剤 不凍液および防錆剤 12V バッテリー液 ウィンドウワッシャー液 クーラーガス その他上記部品に類するもの
シャシー関係								
ブレーキパッド ブレーキライニング								
ボディー関係								
ロングライフ撥水ガラス								
電装関係								
ヒューズ 各種電球 (ハロゲンランプ、シールドビーム、キセノン ヘッドランプを除く) ワイパーブレード								
その他上記部品に類するもの								

注1：ここに記載している保証部品および消耗部品・油脂類は、代表的な部品のみを示しています。
 また、期間ごとあるいは走行距離ごとに、定期的に整備、交換が必要なものもあります。
 詳しくは、お買い上げまたは搬寄りの日産販売会社までお問い合わせください。
 なお、定期点検整備時に交換する定期交換部品については保証対象外となります。

〈ボディ内外装部品・その他〉

ボディ内外装部品	その他
ボディパネル類（電動開閉機構を除く） ドアヒンジドアチェッカー ウインドガラス類 バンパー・モール ランチャンネル ウェザースプリット類 フィニッシャー類 エンブレムオーナメント類 インストルメントパネル構成部品 コンソール構成部品 シート（電動シートは除く） ドアトリム ヘッドライニングクロス フロアーカーペット レンズ類（バックシン、ガasketを含む） 等 （注）ボディ内外装部品とは、お客様が直接触れられる範囲の部品、及び常に外気に直接接している範囲の部品をいいます。	タイヤ・チューブ・ホイール、ホイールキャップ